

横浜市私学助成幼稚園等の副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

制 定 令和元年 10 月 1 日 保運第 2304 号 (局長決裁)

最近改正 令和 7 年 11 月 1 日 保給第 1053 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）の子どもが法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設のうち認定こども園及び幼稚園（以下、「私学助成幼稚園等」という。）において、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用のうち、法第 59 条第 1 項第 3 号ロに規定する食事の提供に要する費用の全部又は一部を助成する事業（以下「補足給付事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(助成の対象となる者)

第 2 条 補足給付事業は私学助成幼稚園等を利用する施設等利用給付認定保護者であって、次の(1)若しくは(3)に該当する者又は(2)に掲げる施設等利用給付認定子ども（満 3 歳以上の者に限る。以下、同じ。）がいる者について行う。

(1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が 7 万 7,100 円以下である者

(2) 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に三人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(3) 令第 15 条の 3 第 2 項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

2 前項第 1 号に規定する市町村民税所得割合算額及び第 2 号に規定する負担額算定基準子どもについては、横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の規定に準じることとする。

(対象となる費用)

第 3 条 私学助成幼稚園等で実施する子ども・子育て支援法施行規則第 54 条の 2 に定める食事の提供（副食の提供に限る。法第 7 条第 10 項第 5 号の事業に該当するものを除く。以下、同じ。）に係る費用について行う。

(代理受領)

第4条 補足給付事業は、前条に規定する実費徴収額について、月額 4,900 円を限度として、市が第2条に規定する施設等利用給付認定保護者に代わり、私学助成幼稚園等に支払うことにより行う。

(申請及び通知)

第5条 前条に規定する費用（以下「補足給付費」という。）の交付を希望する場合、施設等利用給付認定保護者は私学助成幼稚園等の利用開始前に「副食費の徴収に係る補足給付費交付申請書兼変更申請書（第1号様式）」により、当該施設等利用給付認定保護者が利用する私学助成幼稚園等が所在する区の区長に申請を行う。なお、当該私学助成幼稚園等が横浜市外に所在する場合は、当該施設等利用給付認定保護者が居住する区の区長に申請を行う。

- 2 区長は前項に規定する申請を受けた場合、世帯状況、課税状況等を審査し「副食費の補助に関する事項 決定通知書（第2号様式）」により助成対象の可否について当該施設等利用給付認定保護者に通知する。
- 3 当該施設等利用給付認定保護者は前項に規定する通知後、世帯状況及び課税状況等について変更があった場合は、「副食費の徴収に係る補足給付費交付申請書兼変更申請書（第1号様式）」により、当該施設等利用給付認定保護者が利用する私学助成幼稚園等が所在する区の区長に申請を行う。なお、当該私学助成幼稚園が横浜市外に所在する場合は、当該施設等利用給付認定保護者が居住する区の区長に申請を行う。
- 4 前項に規定する申請がなかった場合、横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱第2条の2に規定する給付認定の変更に係る申請がなされたときは、前項に規定する申請がなされたものとみなす。
- 5 区長は第3項又は第4項の申請があった場合、年度更新及び現況確認時、助成対象の可否について変更があった場合、「副食費の補助に関する事項 変更通知書（第3号様式）」にて通知する。

(適用日)

第6条 前条第1項の申請があった場合は、利用開始日からの適用とする。

- 2 前条第3項及び第4項の申請があった場合は、翌月1日の適用とする。ただし、当該申請が1日になされた場合は、当月1日の適用とする。

(対象者の把握)

第7条 施設等利用給付認定保護者は第5条第2項に規定する通知を私学助成幼稚園等に提示し、補足給付費を当該私学助成幼稚園等から受給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、私学助成幼稚園等は、所在する区の区長から助成の対象である旨の通知等を受けた場合には、当該施設等利用給付認定保護者について補足給付事業の対象とすることができます。
- 3 私学助成幼稚園等は、当該施設等利用給付認定保護者に対して、補足給付事業の対象となること、その内容、額等について説明するものとする。

(補足給付費の報告と請求)

- 第8条 私学助成幼稚園等は、「副食費の徴収に係る補足給付費助成請求書(第4号様式)」により、市が別途通知する期日までに市長に報告及び請求する。
- 2 市長は、前項の請求について、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(補足給付費の返還)

- 第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成の額の全部又は一部を返還させることができる。

(手続き等のオンライン化)

- 第10条 この要綱に定める各種申請、届出に関して、本市が認める情報通信技術を利用した方法により行われたものは、規定された方法及び様式により申請、届出又は通知されたものとみなすことができる。

(委任)

- 第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第5条第1項に規定する申請を令和元年度中に行った場合、当該申請を認定開始日から適用することとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月25日から施行し、令和5年度分の補助金請求に係るものから適用する。ただし、令和5年3月31日以前の補助金請求に係る事務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月30日から施行し、令和6年度分の補助金請求に係るものから適用する。ただし、令和6年3月31日以前の補助金請求に係る事務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月17日から施行し、令和6年度分の補助金請求に係るものから適用する。ただし、令和6年3月31日以前の補助金請求に係る事務については、なお従前の例による。

改正後の第1号様式は、令和6年10月1日以降の申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金請求に係るものから適用する。ただし、令和7年3月31日以前の補助金請求に係る事務については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

副食費の徴収に係る補足給付費交付申請書兼変更申請書

以下の項目に同意の上、補足給付費交付について申請します。

受理印欄

横浜市使用欄
※枠内には何も書かないでください

【申請にあたっての同意事項】

- 横浜市は、決定にあたって必要な範囲内で、子ども・子育て支援法第16条(第30条の3により準用される場合を含む)の規定に基づき、給付認定の為に必要な情報(世帯状況含む)について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認することや、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を閲覧及び調査することがあること
- 横浜市は、申請内容や同意して得た情報を補足給付費受給資格審査、補足給付費の金額の算定、その他の附帯業務のために利用することがあること
- 申請者は、当該補足給付費の請求及び受領に係る権限を申請に係る児童が利用する幼稚園の設置者・運営法人等に委任すること
- 横浜市は、申請書等に記載した内容や補助決定に関する情報を、給食費の減免を行なう際に必要な範囲で幼稚園に提供することがあること
- 横浜市は、申請内容に虚偽(提出書類の偽造・改ざん等を含む)があった場合は、補足給付費の交付を取り消すことがあること
- 申請者は、横浜市私学助成幼稚園等の副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱に規定する内容を遵守すること

【適用日について】

- 園の利用開始後に、この書類を提出した場合→翌月1日（1日に提出した場合は当月1日）
- 新年度入園児の方（10月から4月1日の間に提出した場合）→4月1日

※太枠内は全てご記入ください。

※変更申請の場合は忘れずに「認定変更申請書（兼届出事項変更届）」も提出してください。

記入日（西暦）	年	月	日
利用する園名			
園の所在地	□横浜市内	／	□横浜市外（市区町村）
申請先 市内園：園の所在区／市外園：お住まいの区	横浜市 区長		

①申請に係る 児童	フリガナ			
	氏名			
	生年月日（西暦）	年	月	日

②給付認定 保護者 (申請者)	フリガナ			
	氏名			
	生年月日（西暦）	年	月	日
	「①申請に係る児童」との関係			
	現住所	〒	一	

ハイフンなし・左詰めでお書きください

連絡先 電話番号	「②給付認定保護者」	□携帯	□勤務先	□自宅	□その他（ ）
		□	□	□	□
	その他保護者等	□携帯（父・母）	□勤務先（父・母）	□自宅	□その他（ ）
□		□	□	□	

【問い合わせ先】

横浜市〇〇区長

副食費の補助に関する事項 決定通知書

副食費の補足給付費交付申請について次のとおり通知します。

給付認定 保護者 (申請者)	氏名		
	生年月日		
	居住地		
給付認定に 係る児童	氏名		
	生年月日		

認定証番号			認定区分	
認定有効期間			クラス年齢	
施設・事業所名				
根拠となる税額	父		その他	
	母		合計	
きょうだい区分			副食費の補助	
			算定開始年月	

1 副食費の補助に関する事項に変更があった場合は、その旨を別途通知します。

2 住所、氏名、世帯構成その他に変更がある場合は、速やかに上記の区の福祉保健センターへ変更の申請をしてください。

この処分に不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表するものは横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

横浜市〇〇区長

副食費の補助に関する事項 変更通知書

副食費の補助に関する事項について次のとおり変更しましたので、通知します。

給付認定保護者 (申請者)	氏名				
	生年月日				
	居住地				
給付認定に 係る児童	氏名				
	生年月日				
認定証番号		認定区分			
クラス年齢			補足給付適用期間		
変更適用日			減免期間		
変更事由			認定有効期間		
根拠となる税額	父			その他	
	母			合計	
対象年月		きょうだい 区分	副食費の補助		施設・事業所名

住所、氏名、世帯構成その他に変更がある場合は、速やかに上記の区の福祉保健センターへ変更の申請をしてください。

副食費の徴収に係る補足給付費助成請求書

横浜市長

施設名称

施設所在地

施設長

設置者名

設置者住所

代表者職氏名

_____年_____月から_____年_____月の副食費の補足給付について、
次のとおり報告及び請求します。

なお、報告及び請求にあたっては、横浜市私学助成幼稚園等の副食費の実費徴収に
係る補足給付事業実施要綱を遵守します。

1 請求金額

¥

請求金額は「副食費の徴収に係る補足給付費助成対象児童実績報告書」の補足給付額の合計と一致します。

2 振込先口座

振込先 金融機関	銀行 金庫 組合		支店	
	金融機関 コード番号		支店 コード番号	
預金種目	1 普通	2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)				

本件振込については上記名義人宛振込願います。

設置者名 _____

代表者職氏名 _____ 印

3 添付書類

- (1) 副食費の徴収に係る補足給付費助成対象児童実績報告書
- (2) 副食費の徴収に係る補足給付確認書

施設事務担当者名	
担当者連絡先	()